各位

「緊急事態宣言」に伴う新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた当社の対応について

FWD 富士生命保険株式会社

新型コロナウイルスによる感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。一日も早い収束と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

◇「緊急事態宣言」に伴う対応について

当社では、今般の政府による「緊急事態宣言」を受けて、新型コロナウイルス感染拡大の防止に関する取組を一層強化するため、4 月 8 日より原則として在宅勤務とするなどの対応を実施しております。当初は 5 月 6 日までの対応とご案内しておりましたが、「緊急事態宣言」の継続および新型コロナウイルスの感染が継続している状況を踏まえ、本対応を当面の間継続することと致しました。これにより、各種お問い合わせやお手続き等において、通常時より時間を要する場合がございます。

また現在、当社総合サービスセンターの受電要員も大幅に出社を抑制しており、お客さまからのお電話がつながりにくい状況となっております。お客さまには大変ご不便をお掛けすることになり、深くお詫び申し上げます。

なお各種お手続きについては、当社ホームページよりご利用いただけるものもございますので、ぜひご利用ください。

ホームページでご請求可能なお手続き一覧

◇関連するご案内について

当社では新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、特別なお取り扱いを実施しております。詳しくは当社ホームページおよび以下のリンクをご参照ください。

＜関連するご案内＞

「新型コロナウイルス感染症」に関する各種対応やお取扱いについて

◇お問い合わせ先

お問い合わせは、FWD 富士生命　総合サービスセンターにて受け付けております。

総合サービスセンターお問い合わせ先
０１２０－２１１－９０１
※通話料無料・受付時間 平日９：００～１８：００
（土・日・祝日・年末年始を除く）

当社では引き続き、政府の指示・ガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた対応をとってまいります。お客さまおよび関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上